

特定非営利活動法人 自然体験活動推進協議会
安全管理者の認定および登録に関する細則

(総 則)

第1条 この細則は、安全管理者の認定および登録に関する規程第8条（養成講習会の講師）及び第9条（リスクマネジャー及びリスクマネジメントディレクターの登録および更新）に関する事項を定める。

(講師の定義)

第2条 リスクマネジャー養成講習会及びリスクマネジメントディレクター養成講習会の講師は、以下のように定義する。

① リスクマネジャー養成講習会及びリスクマネジメントディレクター養成講習会において、講義を行いつつ参加者の学習支援を行うことのできる者。

(講師の選考)

第3条 リスクマネジャー養成講習会及びリスクマネジメントディレクター養成講習会の講師は、次の基準に該当する者から安全委員会が選考し、代表理事が委嘱する。

- ① リスクマネジャー養成及びリスクマネジメントディレクター養成に関わるにふさわしい品性、経験、経歴、ならびに協議会の指導者養成方針に基づく研修を推進できる者。
- ② リスクマネジャーとしての経験を概ね5年以上有し、団体内で安全に関する知識や技術の指導、普及を行っている者。
- ③ リスクマネジャー養成講習会及びリスクマネジメントディレクター養成講習会の各項目とその内容について、各専門分野における経験や資格がある者。
- ④ 安全管理者の理念を正しく理解し、安全な自然体験活動の推進に意欲的に取り組める資質を有する者。

(リスクマネジャーの登録の手続き)

第4条 リスクマネジャーの登録手続きは、以下の通りとする。

- ① 安全委員会の承認後、別に定める様式に従い、所定の登録申請書を1ヶ月以内に協議会に申請する。
- ② 登録料 9,000 円を1ヶ月以内に協議会に納入する。登録期間内に辞退又は資格の停止となった場合でも返金はしない。
- ③ 提出された登録申請書と登録料を確認の上、協議会認定のリスクマネジャーとして登録する。

(リスクマネジメントディレクターの登録の手続き)

第5条 リスクマネジメントディレクターの登録手続きは、以下の通りとする。

- ① 安全委員会の承認後、別に定める様式に従い、所定の登録申請書を1ヶ月以内に協議会に申請する。
- ② 登録料 9,000 円を1ヶ月以内に協議会に納入する。登録期間内に辞退又は資格の停止となった場合でも返金はしない。
- ③ 提出された登録申請書と登録料を確認の上、協議会認定のリスクマネジメントディレクターとして登録する。

(リスクマネジャーの更新の手続き)

第6条 リスクマネジャーの更新手続きは、以下の通りとする。

- ① 別に定める様式に従い、毎年「リスクマネジャー業務実施確認書」を協議会に提出する。
- ② 3年後に更新の為の講習を受講する。
- ③ 更新料 9,000 円を1ヶ月以内に協議会に納入する。更新期間内に辞退又は資格の停止となった場合でも返金はしない。
- ④ 別に定める様式に従い、所定の申請書と更新料を確認の上、更新する。

(リスクマネジメントディレクターの更新の手続き)

第7条 リスクマネジメントディレクターの更新手続きは、以下の通りとする。

- ① 別に定める様式に従い、毎年「リスクマネジメントディレクター業務実施確認書」を協議会に提出する。
- ② 3年後に更新の為の講習を受講する。
- ③ 更新料 9,000 円を1ヶ月以内に協議会に納入する。更新期間内に辞退又は資格の停止となった場合でも返金はしない。
- ④ 別に定める様式に従い、所定の申請書と更新料を確認の上、更新する。

(細則の改正)

第8条 本細則の改正は、安全委員会の審議を経て行うことができる。

付 則

- 1 本細則は、安全委員会の承認を経て、平成24年6月15日より施行される。

平成24年6月15日制定

平成25年2月19日一部改訂

平成26年4月16日一部改訂

平成27年10月22日一部改訂

平成29年4月1日一部改訂